

令和 2 年 4 月

保護者の皆様へ

君津市保健福祉部子育て支援課
君津市教育委員会学校教育課

「学校の管理下」でのけが等で医療機関に受診する場合の手続きについて

君津市では、中学 3 年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」が申請者に交付され、医療機関受診の際、健康保険証と受給券を窓口に表示すれば、保険診療分が無料で受診できるようになりました。

しかし、「学校の管理下」(※)でのけが等の場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となり、子ども医療費助成制度の対象とはなりませんので、以下の点にご留意くださいようお願いいたします。

※「学校の管理下」とは、授業中・課外指導中・休憩時間中・通学中をさします

記

1. 「学校の管理下」でのけが等で医療機関を受診する場合、「子ども医療費助成受給券」を使用せず、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用する旨をお伝えいただき、保険診療の一部負担金である 3 割相当額をお支払いください。
2. お支払い頂いた医療費につきましては、学校を通じて申請することで、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害給付金が支給されます。
災害共済給付金の請求には、医療機関の診断文書（指定様式）が必要となります。学校から用紙を受け取り、医療機関等で記入していただき学校へ提出してください。
3. 受給券を使用して受診した場合は、該当の医療費を災害共済給付金から市に返還していただくことになりますので、手続きに関する委任状を提出して頂きます。
4. 「学校の管理下」でのけが等であっても、医療機関の窓口で支払った医療費（保険診療分に限る）の総額が、1,500 円に満たなかった場合は、子ども医療費助成の対象となります。
下記のものを持って子育て支援課または行政センターで申請してください。

申請に必要なもの

印章（はんこ）

お子さんの健康保険証

子ども医療費助成受給券

保護者名義の振込先がわかるもの

領収書（お子さんの氏名・総医療点数・日付が記載されたもの）

【問い合わせ先】

◇子ども医療費助成受給券について

子育て支援課 TEL：56-1128

◇日本スポーツ振興センター災害共済給付について

学校教育課 TEL：56-1694